

処分規程

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人日本クレイ射撃協会（以下「本協会」という。）が担うクレイ射撃の普及・振興・スポーツ力の向上と心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、クレイ射撃における不適切な行為の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、以下に定める者（以下「関係者等」という。）に適用される。

- (1) 本協会の理事及び監事（以下「役員」という。）
- (2) 本協会が定める各種委員会の委員（以下「委員」という。）
- (3) 本協会の職員（以下「職員」という。）
- (4) 本協会に登録している会員（正会員、普通会员、賛助会員）、選手、審判員、指導者等（以下、総称して「登録者」という。）

第3条（違反行為）関係者等は、次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 法令、定款又は本協会が定める規程等に違反すること
- (2) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わないこと
- (3) 本協会又は加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと
- (4) 個人の名誉又はプライバシーを侵害すること
- (5) 身体的暴力、暴言、いじめ等のパワーハラスメント行為を行うこと
- (6) 指導に必要な範囲を超えた身体的接触、わいせつ行為、性的言動、つきまとい行為、交際の強要等のセクシャルハラスメント行為を行うこと
- (7) 本協会が定める医科学アンチドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用若しくは所持等すること
- (8) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと
- (9) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本協会の財産の横領又は不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること
- (10) 反社会的勢力と関係を有すること
- (11) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技の結果に影響を及ぼす不正行為に関与すること
- (12) 人種、性別、宗教、国籍、年齢、心身の障害等に基づく不合理な差別をすること
- (13) 前各号に規定する行為を教唆若しくは幫助し、又は関係者等を監督すべき立場にありながら監督を怠り前各号に規定する行為を生じさせること

第4条（違反行為に対する処分の種類）

1. 本協会は、違反行為を行った関係者等に対して、違反行為の内容、程度及び情状に応じて、次の区分により懲戒処分を行うことができる。ただし、職員については、本協会の定める就業規則に基づき処分を行う。

(1) 役員に対する懲戒処分の種類

- ① 戒告：口頭又は文書による注意。
- ② 業務停止：期間を定めての役員の業務を停止する。
- ③ 解任：定款第17条に基づき解任する。

(2) 委員に対する懲戒処分の種類

- ① 戒告：口頭又は文書による注意。
- ② 資格停止：委員の資格を一定期間停止する。
- ③ 解任：委員を解任する。

(3) 登録者に対する懲戒処分の種類

- ① 戒告：口頭又は文書による注意。
- ② 出場停止：数か月から3年（36か月）間の、本協会が実施する大会、合宿、練習等への参加を禁じる。
- ③ 登録資格停止：数か月から3年（36か月）間の、本協会の登録者としての資格を停止する。
- ④ 除名：本協会から除名する。

2. 懲戒処分の種類及び内容は、次の事情を考慮して決定する。

- (1) 違反行為の態様
- (2) 違反行為の動機
- (3) 違反者の地位・立場、被害者との関係
- (4) 違反行為により発生した結果の重大性
- (5) 違反行為に至った経緯
- (6) 被害者にも責任の一端があるか
- (7) 被害が回復されたか
- (8) 違反者に改悛の情がみられるか
- (9) 違反行為の社会に与えた影響の大小
- (10) 過去の同種事例における処分内容
- (11) その他情状等

第5条（通報相談窓口）

本協会は、違反行為の通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。通報相談窓口の運用については、別に定める。

第6条（処分の決定）

1. 関係者等が違反行為を行ったことが疑われる場合、コンプライアンス委員会が調査等を行い、処分が相当と判断した場合には処分案を作成し、理事会に答申する。コンプライアンス委員会の対応（弁明の機会の付与を含む。）についてはコンプライアンス委員会規程に定める。
2. 理事会は、コンプライアンス委員会が提出する処分案の採否を審議し、処分の要否及び内容について決議する。
3. 本協会会長は、前項の理事会決議に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。
 - (1) 処分を受ける者の名称
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分の手続きの経過
 - (5) 処分の根拠となる規程及び処分の理由
 - (6) 処分の年月日
 - (7) 不服申立ての方法及びその申立期間処分を受けた者が処分を知った日から6か月
4. 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力が生じる。
5. 処分決定に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
6. 本協会は、審査対象者又はその他の関係者等のプライバシー等の権利に配慮した上で、処分の内容を本協会のホームページ等において公表することができる。

第7条（不服申立て）

本協会の処分に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和7年3月24日から施行する。